



埼玉県

お知らせ

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から「入札金額見積内訳書」の取扱いが変わります。

赤字が今回変更箇所

別添1（建設工事用記載例）

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（行の削除等を含む）は、無効です。

入札金額見積内訳書

工事名				左欄は必ず記入
工事場所				
入札参加者	所在地			左欄は必ず記入
	名称・商号			
	代表者名			
入札額の内訳				
直接工事費	費目	数量単位	金額（円）	
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	計（A）		0	自動計算
	うち材料費	1 式		
	うち労務費	1 式		
	間接工事費	共通仮設費	1 式	
現場管理費		1 式		左欄は必ず記入
うち法定福利費の事業主負担額		1 式		
うち建退共制度の掛け金		1 式		
計（B）		1 式	0	自動計算
工事原価（C=A+B）			0	自動計算
一般管理費等（D）		1 式		左欄は必ず記入
工事価格（E=C+D）				左欄は必ず記入
うち安全衛生経費		1 式		
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）				左欄は必ず記入

記載内容の誤りや記入漏れは原則無効です。（※）

直接工事費計が官積算の97%未満の場合は「建設Gメン」に通報する場合があります。

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）
入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

※無効にならない場合もあります。

注1 入札参加者は「入札参加者登録」を完了している者に限ります。

注2 上記の入札額、入札金額見

注3 「左欄は必ず記入」を提出した者が

詳細は入札課HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html> をご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723, 2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP





埼玉県

お知らせ

令和5年2月1日以降に開札する競争入札から
「建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い」が変わります。

別添2（委託用）

入札金額見積内訳書

委託名				左欄は必ず記入
委託場所				
入札参加者	所在地			
	名称・商号			左欄は必ず記入
	代表者名			
入札額の内訳				
直接原価	費目	数量単位	金額（円）	
	打合せ協議	1 式	400,000	左欄は必ず記入
	損失補償台帳作成	1 式	50,000	左欄は必ず記入
	物件調書作成	1 式	10,000	左欄は必ず記入
	建物調査	1 式	500,000	左欄は必ず記入
	工作物等調査	1 式	200,000	左欄は必ず記入
	営業その他の調査	1 式	700,000	左欄は必ず記入
	残地における機能回復の検討等	1 式	300,000	左欄は必ず記入
			20,000	左欄は必ず記入
			1,000,000	左欄は必ず記入
計（円）			3,180,000	
間接原価（B）	その他原価	1 式	1,200,000	左欄は必ず記入
業務原価（C=A+B）			4,380,000	
一般管理費等（D）			2,000,000	1 式
業務価格（E=C+D）			6,380,000	
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）			6,380,000	左欄は必ず記入

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（欄の削除等を含む）は、無効です。

直接原価、間接原価及び一般管理費等の合計が業務価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

業務価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）

入札額が調査基準価格を下回る場合は、業務価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、業務価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

注1 入札参加者は、「左欄は必ず記入」となっている箇所に必要事項を記入してください。

注2 上記の入札額と埼玉県電子入札共同システムに入力した金額が異なる場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は無効となります。

注3 「左欄は必ず記入」となっている箇所が未記入の場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は原則無効となります。

※ 無効にならない場合もあります。

詳細は入札課HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）
でご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP

